

## 図書館政策の動向と図書館経営 (レジュメ)

市川市中央図書館 叶多泰彦

## 1. はじめに (本科目の進め方や前提等についてあらかじめ説明します)

## (1) 全体構成

- ① 配布資料の確認
- ② 本科目の狙い: **自分の頭で考える図書館員**: 司書としての状況把握や価値判断、行動の選択など
- ③ 大学の科目では図書館制度・経営論に該当: 法令上の「制度・経営論」の位置づけ
- ④ 全体の構成・進め方: 考えながら話を追ってください。ご意見を求めることもあります  
※なお、「動向」については「詰め込み」にならないよう、焦点を絞っていきます

## (2) 注意点・ポイント

- ① 多様な受講生の構成 (地理的分布・経験年数・館種・雇用形態等): 当科目の対象は経験 3 年程度
- ② 事実と意見の区別 (立場による見解の相違): JLA の公式見解ではなく私見によるまとめ
- ③ モデル (仮説) や概念図等の利用: 現実を理解するためのツールとして
- ④ 研修で触れる情報・知識の量ではなく、実際に自分のものとして消化し活かせる部分 (質) を重視  
☞ 本日の内容も数日間～数か月で忘れ去られる運命? ☞ 図書館界における「量か質か」の論争  
☞ 物理的単位の積み重ね (貸出冊数: 量) ではなく、得ること・育むことのできた知識や叡智の質  
※ 休憩時間、質疑応答等について

## (3) 個人的な図書館像 (最近注目している発想から科目用に)

- ① 知識・情報等の編集と創造 (『キュレーションの時代』『知識の経営と図書館』・DIKW モデル)  
☞ データ・情報・知識の編集 ex. パスファインダー ☞ 図書館員が実現できる付加価値とは?  
☞ 知識の消費から創造へ: 「読む・聴く」だけでなく、「話す・書く」も含めた理解の重要性
- ② 歴史的な文脈の中の図書館の役割: 市民社会の成立・科学の歴史・教育・文化・社会 (形成) 装置  
☞ 社会制度としてのパブリックライブラリー
- ③ 図書館政策や経営に関する個人的なこだわり  
☞ 図書館の経営や組織の仕組みを洗練させるにはどうしたらよいか  
・ 「ランニングシャツで走ってみる」ことをいつまで続けるのか: 手段の目的化・戦略の理念化  
☞ 現代社会における図書館のあり方  
・ 視察先のロッテルダム市立図書館・メイヤー館長の説明スライドから  
・ 豊かな国の図書館と貧しい国の図書館  
☞ 研究者ではなく実務家としてのプラグマティック・現実主義的なものの見方

## 2. 経営・環境・政策 (最近の話題を導入部として基本的な定義の確認等をしていきます)

## (1) 最近の話題から (外部環境として)

- ① 論文捏造・科学における不正: 科学技術政策の研究現場への影響 ☞ 政策とは何か?
- ② 情報を巡る話題: スノーデン内部告発・ウィキリークス・秘密保護法・(ベネッセ個人情報漏洩)
- ③ 人口減社会: 『地方消滅』のインパクト: 参加者の所属自治体の将来像は? 刊行のタイミング?
- ④ 地方財政の危機的状況: 「富津市財政再建団体へ?」
- ⑤ その他のトピックス: 教育委員会制度改正ほか: 法環境の変化による「政策的なもの」の変動

## (2) 図書館経営・図書館政策の便宜上の定義

### ① 図書館政策とは (定義と概況)

○白書 (文部科学白書) で図書館をどのように扱っているか

○政策とは (定義):

「望ましい社会を形成しようとする政策目標とそれらを達成するために必要な手段に関して、政府機関が公的に決定した基本方針を指し、社会全体のための価値のある権限ある配分であり、組織の理想、目的、目標を達成するための具体的な計画・事業」(金容媛『図書館情報政策』丸善, 2003, p. 3.)

「望ましい社会の形成と個人生活の充実を目標とし、それらを達成するため社会全体の価値の配分に関して、政府その他の社会組織が公共的に決定した基本方針とそれを実現するために必要な具体的な計画及び事業」(柳与志夫『知識の経営と図書館』(図書館の現場8) 勁草書房, 2009, p. 211.)

☞「ないに等しい」図書館政策 ⇒法令や有力な報告書類が実質的な政策としての性格を帯びがち

⇒本科目では主に法令・報告書などで追う ☞進んだ政策の例: 英国・シンガポール⇒参考文献

☞良くも悪くも図書館の現況は図書館政策 (の有無) と関係が深い

☞『これからの図書館像』『同 実践事例集』における事例の多様性

☞抑えておきたポイント: 単一の図書館像から多様な図書館像へ⇒図書館による優先順位・価値選択

⇒個々の図書館員が優先順位や価値の選択に関わる⇒「自分の頭で考える図書館員」の重要性

⇒「知識として知っている」から「材料を集めて判断 (課題解決) できる (知恵?)」職員へ

### ② 経営とは (定義)

「継続的・計画的に事業を遂行すること。特に、会社・商業など経済的活動を運営すること。また、そのための組織」(『広辞苑 第6版』岩波書店 2008)

### ③ 政策の動向や経営をリアルに感じた実体験から

○「国会議員団が訪問予定です。対応をお願いします」: 衆議院文部科学委員会の視察対応

○「文部科学省にヒアリングのために来てください」: 望ましい基準のヒアリング

○条例・規則の改正作業: 本庁の法務部門に図書館法等の趣旨を説明し条例改正内容の打ち合わせ

○指定管理者制度導入における市議会委員会での条例案の否決・本会議での可決: 条例案の扱われ方

○外国の図書館視察・見学: 日本の図書館の常識は海外の図書館では非常識?

### ④ 図書館政策の動向と図書館経営に関する簡単なまとめ

○どこまでを政策と捉えるかは現場で利用する側の思惑にもよる ☞経営における外部環境

○教員・学校と司書・図書館との、経営に関するパラレルな関係 ☞経営に対する図書館員の姿勢

○図書館政策 (超) 概略史

○DIKW モデルと図書館のあり方: 一つの見方 ☞「情報を評価することのニーズの高まり」(柳)

## 3. 法令の捉え方と図書館関連法の体系 (法律の基本の確認と図書館関連法の全体像把握を目指します)

### (1) 図書館員は文学部系出身者が多く、法律 (社会科学) やコンピュータ (情報通信技術) が苦手?

① (地方) 公務員の基礎的知識 (素養) としての法令

② 図書館員に必要な実務知識としての関連法令 (その種類・広がりなど)

☞図書館員にとってのリーガルリテラシー: 法情報提供サービス/実務面で理解・活用・説明する

③ 法令類の種類: 法律・命令 (施行規則)、告示・訓令・通達 (国家行政組織法第14条参照)、等々

④ 条例・規則・要綱等々 ☞topic ○伊万里市民図書館設置条例 (条文に感銘を受けた条例)

○中津川市民読書基本条例

○市川市における規則類の内容上の工夫

## (2) 図書館法を巡る状況：体系的な理解・相互関係の把握の重要性（それぞれの改正⇒詳しくは4で）

- ①関係の中で理解する：全体像・上下関係（上位法・下位法）など
- ②接点を理解する：一般法と特別法の関係
- ③改正内容を理解する：関連法令への影響範囲を読み取る・改正時の関連情報を把握する

## 4. 図書館に関連する法令の動向（それぞれの関係と各省庁からの改正文書（の活用）がメインです）

法令類は、条文についてただ字面を追って読むだけでは面白くありませんし、理解も深まりません。問題意識や独自の切り口を持ちつつ見てみましょう。関係・接点・改正内容を意識しましょう。

### (1) 地方自治法（地方分権一括改正と指定管理導入時を中心に、上位の（広い）世界の動向を見る）

- ①法の目的・改正の概要
- ②地方分権・地方公共団体の法令解釈権
- ③指定管理者制度における公の施設
- ④一般法と個別法 各公の施設 地方自治法における公の施設と各法における機関・施設

#### 【For discussion（考えを深めるための材料）】

- ☆「公の施設」には具体的にどのようなものがあるのでしょうか
- ☆多面的な性格のある図書館を「公の施設」としてのみ扱うことは妥当でしょうか
- ☆指定管理者制度はどの程度「制度」と呼べるものなのでしょうか ⇨制度設計
- ☆どの「公の施設」にも通用する指定管理の共通した“型”のようなものは存在するのでしょうか

### (2) 教育基本法の改正

- ①法の目的・改正の概要
- ②教育関連法規の改正ラッシュ

#### 【For discussion（考えを深めるための材料）】

- ☆教育の憲法ともいわれる教育基本法の改正ですが、政治と教育の関係はどうあるべきでしょうか

### (3) 社会教育関連三法の改正

- ①法の目的・改正の概要
- ②押さえておきたい三法におけるパラレルな内容
- ③図書館法の改正の概要：評価・研修・運営情報・電磁的記録・望ましい基準・附帯決議

#### 【For discussion（考えを深めるための材料）】

- ☆公民館（社教主事）、博物館（学芸員）、図書館（司書）で現況や法の条文などは同じでしょうか
- ☆改正により導入された評価や運営情報の公開にはどのような意義があるのでしょうか
- ☆こうした改正の背景には一体何があるのでしょうか
- ☆評価のガイドライン等に関し、附帯決議では関連団体についてどのように言及しているのでしょうか

### (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

- ①法の目的・改正の概要
- ②簡単な背景：教育委員会法（旧）から地方教育行政の組織及び運営に関する法律への流れ
- ③教育委員会制度の改正と首長部局との関係

#### 【For discussion（考えを深めるための材料）】

- ☆地方分権と地方公共団体の多元主義とはどのような関係になるのでしょうか（＝学校現場への影響とともに、あるいはそれ以上に地方公共団体の基本構造への影響も大きいのではないのでしょうか）
- ☆政治と教育の距離感は今後どうなるのでしょうか

☆改正のきっかけといわれているいじめ問題は、これにより解決に向かうのでしょうか

(=そもそもこの改正の狙いは本当にいじめ問題の解決なのでしょうか)

☆首長部局の管理下におかれる図書館が今後、増えていくのでしょうか ➡補助執行

## (5) 学校図書館法の改正

①法の目的・改正の概要

②学校司書と司書教諭

### 【For discussion (考えを深めるための材料)】

☆学校司書は今後どのように配置され、司書教諭との関係はどのようなのでしょうか

☆学校司書の資格要件はどのようなものになるのでしょうか

☆この改正で学校図書館のミッションはより果たされるようになるのでしょうか

## (6) その他の動き

○文字活字文化振興法 ○子どもの読書活動の推進に関する法律 ○公文書管理法 ○公文書館法

○情報公開法 ○地方創生関連法 ○学校教育法 ○国立大学法人法 ○特定秘密保護法

➡誤報・捏造への対応 県立図書館問題 職員の非正規化 電子図書館・公衆送信・三省懇 等

【For discussion (考えを深めるための材料)】 ☆理念法は現場では何の役にも立たないのでしょうか

## 5. 図書館の設置及び運営上の望ましい基準について「いろいろと考える」

(1) 図書館法との関係

(2) 「望ましい基準」の概要と意義

(3) パブリックコメントから見る「望ましい基準」

(4) 「活用の手引き」(日本図書館協会の見方)は「使えない」?

(5) 受講の皆さんはどこに・なぜ「こだわり」があるか: こだわりが理解を促進・阻害することも?

(6) 現場の状況は?

(7) 望ましい基準は活かされていないのか・活かさないのか?

## 6. この科目を「聴いて終わり」とはしないために: 図書館実務経験3年目あたりの方へ

(1) 研修参加は目的ではなく手段: 「不断の研鑽」規定 倫理綱領?

①研修で聴いた多くの内容はしばらくすれば忘れるが…: 『分かるとはどういうことか』

②「読む・聴く」だけでなく「話す・書く」も: 受動⇒能動: 考えをまとめる⇒認定制度・論文発表

③動向把握・経営に関するセンスを磨く: 自分の考え・軸を持つことの効用

➡冷静に事実を捉え判断することの重要性: エビデンスベースドポリシー: 客観的事実に基づく判断

➡「予約貸出率」論議のような「胡散臭い紛い物」等に惑わされない&付き合わない

④知識を扱う職業人として「知的好奇心」を保つことの重要性

(2) 研修で得たことを次につなぐには

①いろいろな研修に参加する: 多様な見解・クセ・アク・バイアス・切り口等に触れる 研修の例

②図書館関連団体に所属する: 1つのパッケージとして団体の姿勢や人的ネットワークを捉える

③自己研鑽に励む・自分の得意分野を伸ばす・動向を常に追う・アンテナを張る・キーパーソン追う

④人とのつながり: 見えざる大学・ソーシャルメディア

⑤DIKWモデル再び: 自分の中でデータや情報を知識に高める→知恵として蓄積し活かす➡人格の形成

(資料・参考文献等は別紙)